

砥部町設計違算に関する事務取扱要領

令和 6 年 3 月 15 日

砥部町告示第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町が発注する建設工事及び建設関連業務委託の入札による契約において、設計違算が生じた場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金入り設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、積算数量等の不整合は含まないものとする。

2 この告示において「設計違算が軽微な場合」とは、設計金額の誤りが当初設計金額の 5% 以下で、かつ、砥部町契約規則（平成 17 年砥部町規則第 50 号）第 25 条表中に掲げる契約の種類に定める額以下である場合をいう。

(対象)

第 3 条 この告示の対象は、予定価格 130 万円を超える建設工事及び予定価格 50 万円を超える建設関連業務委託とする。

(開札前の対応)

第 4 条 町長は、入札の公告又は指名通知の発行後、開札前に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。

2 第 1 項の規定にかかわらず、是正後の予定価格が予算の範囲内で、設計違算が軽微な場合は、当該設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に周知した上で、入札を続行することができる。

(開札後の対応)

第 5 条 町長は、開札後、落札決定までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。

2 第 1 項の規定にかかわらず、当該落札候補者に変更が生じず、かつ、設計違算が軽微な場合であって、当該落札候補者に契約を締結する意思があるときは、この限りでない。

(落札決定後の対応)

第 6 条 町長は、落札決定の後、契約締結までの間に設計違算が判明した場合は、当該落札決定を取り消すものとする。

2 第 1 項の規定にかかわらず、当該落札者に変更が生じず、かつ、設計違算が軽微な場合であって、当該落札者に契約を締結する意思があるときは、この限りでない。

3 町長は、第 1 項の規定により落札決定を取り消した場合において、当該落札決定を取り消された者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約締結後の対応)

第 7 条 町長は、契約締結後に設計違算があり、当該落札決定に誤りがあることが判明した

場合は、相手方と協議し、当該契約を解除する。

2 第1項の規定にかかわらず、当該落札者に変更が生じず、かつ、設計違算が軽微な場合又は当該契約の履行状況により解除し難い場合は、この限りでない。

3 町長は、第1項の規定により契約を解除した場合において、当該相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他の対応)

第8条 町長は、第5条第2項若しくは第6条第2項の規定により落札者を決定し、又は第7条第2項の規定により当該契約を解除しない場合は、設計金額を訂正し、当該落札者又は当該契約の相手方に通知するものとする。

2 前項の場合において、契約変更は行わないものとする。ただし、訂正後の設計金額が契約金額を下回るとき、又は町長が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。